

◎ 「病床転換助成事業実施要綱」新旧対照表

(平成20年10月15日保発第10150002号厚生労働省保険局長通知別紙)

傍線部分は改正箇所

改正後	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 病床転換助成事業交付金の交付に当たっての留意事項 ①～② (略)</p> <p>③ 施設基準の一部の緩和を用いて介護老人保健施設等に転換した療養病床等への病床転換助成事業について i 病床転換助成事業交付金の交付を受けず、ii 転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、病床転換助成事業の対象とする。 なお、この場合においては、介護老人保健施設等に転換する前に、当該医療機関は都道府県に対して改修等を行う予定時期及び交付希望年度、転換病床数、改修等の整備内容などを各都道府県にて定める申請様式を利用して書面にて報告し、これを受けて都道府県は病床転換整備計画書の「転換等予定年度（完了予定年度）」欄及び「備考」欄にそれらの内容を記載の上、厚生労働大臣に対して提出するものとする。</p> <p>別紙1・別紙2 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 病床転換助成事業交付金の交付に当たっての留意事項 ①～② (略)</p> <p>③ 施設基準の一部の緩和を用いて介護老人保健施設等に転換した療養病床等への病床転換助成事業について i 病床転換助成事業交付金の交付を受けず、ii 転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、平成35年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、病床転換助成事業の対象とする。 なお、この場合においては、介護老人保健施設等に転換する前に、当該医療機関は都道府県に対して改修等を行う予定時期及び交付希望年度、転換病床数、改修等の整備内容などを各都道府県にて定める申請様式を利用して書面（<u>開設者の押印入り</u>）にて報告し、これを受けて都道府県は病床転換整備計画書の「転換等予定年度（完了予定年度）」欄及び「備考」欄にそれらの内容を記載の上、厚生労働大臣に対して提出するものとする。</p> <p>別紙1・別紙2 (略)</p>